

令和6年度習志野市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

1 日 時

令和6年10月1日(火) 午後2時45分～午後4時00分

2 開催場所

習志野市庁舎5階 委員会室

3 出席者氏名

出席委員: 小熊隆委員(会長)、宮本泰介委員(副会長)、平川博文委員、粕谷高弘委員
(23名) 藤山聡委員、菊池由紀子委員、太田元幸委員、高橋君枝委員、鈴木和弘委員、
央重則委員、越智晃委員、佐々木秀一委員、松濱幸子委員、五十嵐久仁委員、
渡邊恵美委員、中臺啓子委員、加川美奈子委員、浅田和子委員、
田口富一委員、宮崎晶子委員、島本博幸委員、小平修委員、佐々木博文委員

欠席委員: 杉戸一寿委員、高橋勝委員

(2名)

事務局 : 学校教育部参事 野村健一、学校教育部指導課長 利根川賢、
指導主事 春名拓也、西林菜奈子、豊岡修、野口博通

傍聴者 : なし

4 協議会内容

開会

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の氏名

第4 講演

「いじめによる訴訟等の現状とその対応」

京葉船橋法律事務所

弁護士

山田悠 様

第5 報告

「令和5年度いじめアンケート結果からの考察と本市のいじめ対策について」

習志野市教育委員会学校教育部指導課長 利根川賢

第6 その他

閉会

5 会議資料

(1) 講演に関する資料「いじめによる訴訟等の現状とその対応」

(2) 報告に関する資料「令和5年度いじめアンケート結果からの考察と本市のいじめ対策について」

6 議事録(要点筆記)

開会

事務局より、今年度より第1回目の協議会では学期ごとではなく昨年度の年間を通したいじめアンケートの結果や考察を踏まえて報告し、委員の皆様から御意見をいただく方式に変更すること、また第2回目の協議会は今後いじめに関する大きな変更点や報告があった場合にのみ開催する形をとっていくことを確認した。また、設置条例により会長、副会長は教育長、市長をもってあてることや協議会の目的等を説明した。

第1 会議の公開

会長より、協議会について原則公開になっている旨の説明をした。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要になった際は、その都度委員に諮ることとした。また、傍聴者については、定員に達するまでは随時入室があることについて説明した。

第2 会議録の作成

議事録について、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員及び所管課名を記載したうえで、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することと決定した。

第3 会議録署名委員の氏名

会議録の作成にあたり、正確性、公正を期すため会議録署名委員を指名することとした。会長の指名により名簿順に、粕谷高弘委員と藤山聡委員に決定した。

第4 講演

「いじめによる訴訟等の現状とその対応」

【小熊会長】

講演について事務局から紹介をお願いします。

【利根川指導課長】

本日の講師である山田弁護士は京葉船橋法律事務所に所属しており、子供・教育に関する法律業務を行い活躍されている。また、令和5年度より習志野市教育委員会の法務相談を担当していただき、的確な御助言をいただいている。さらに、令和5～7年度にかけて習志野市の小中学校において、弁護士というお立場から「いじめ防止の出張授業」を実施していただい

ている。本日は法律の専門家として「いじめによる訴訟等の現状とその対応」というテーマで御講演いただく。

【山田弁護士】

～～資料に基づき講演～～

（山田弁護士においては、この後オブザーバーとして会に参加）

第5 報告

「令和5年度いじめアンケート結果からの考察と本市のいじめ対策について」

【小熊会長】

報告について事務局から説明を求める。

【利根川指導課長】

～～資料に基づき報告～～

【小熊会長】

座席順に本日の感想、御意見、報告等をお願いする。

【佐々木秀一委員】

私は学校現場の立場ではないが、いじめの現状やその対応策についてわかりやすく説明していただき大変ためになった。

【越智晃委員】

スポーツ推進委員としては、主にスポーツの大会等において子供たちと接している。学校運営協議会委員でもあるが、今のところ子どもたちは楽しそうに元気に生活していると捉えている。

【央重則委員】

交通安全協会は、年4回児童生徒の安全の見守りを行っているが、その中で子供たちがいじめを行っているような姿は見受けられない。各地区からもいじめがあるような報告は受けていない。コロナ後からまた少しずついじめが増えてきているとの報告があったが、今回の講演や様々な対応をしているのはわかるが、なぜいじめがなくなるのか後程回答をいただきたい。また、小学校も中学校も令和5年度にたくさんのいじめ認知があったにも関わらず、現在では小学校で99%解消、中学校では100%解消となっている。このいじめ解消の基準について後程連絡が欲しい。

【鈴木和弘委員】

山田弁護士の講演を聞き、大人も子供も関係なく個人の尊厳についてはとても大切なことだと

感じた。また、央委員と同様にいじめ解消の根拠について知りたい。

【高橋君枝委員】

私はいじめの解消率については、素直に受け止めた。教育委員会や教職員がいじめ対応について勉強したり、子供たちも命の大切さ、いじめに関することを学んだりしている成果がいじめ解消率に現れたのではないかと感じた。

【太田元幸委員】

講演の中でいじめの事例が示されていたが、活動の是正で解決したのか、金銭的なことで解決したのか、また判決後、金銭的な問題等どのような結果になったのか後で教えてほしい。

【菊池由紀子委員】

児童相談所の方も、児童生徒の安心安全のために対応させていただいている。今日は講演の話の中で子供の権利の視点は忘れないという内容があったが、日々の業務の中でどれだけお子さんときちんと主体的に関わっているか改めて考えさせられた。児童相談所が御家庭支援していく中で、今日お話いただいた内容は日々の支援の中にも持ち帰り生かしていきたい。

【藤山聡委員】

法務局では、人権擁護委員と共に子どもの人権110番、ミニレター等の手紙相談を行っている。いじめ対応にも関わることであるので今後も積極的に活動していきたい。

【粕谷高弘委員】

警察の立場としては、いじめ重大事態や緊急な対応が必要な事案については捜査、調査を行い、場合によっては事件化、通告を行う必要がある。警察に対して直接児童、保護者の方から相談あったものについては把握しているが、中にはなかなか状況が把握できず対応が後手に回るということもあるので、緊急に対応が必要なものについては、本日出席の皆様の活動の中で把握したものがあれば、情報共有していただければより良い結果につながると思うので御協力いただきたい。

【平川博文委員】

いじめで大きな事件が起きると、痛ましい内容の事件になることが多い。いじめ防止対策推進法が2013年にできたが、これは自民党はじめ、各政党全てが参加して提案された議員立法であった。党派を超えて子供たちのいじめを防止していこうということで、いじめ防止対策推進法ができ、そこで改正が5年後に行われている。大きな事件は教育委員会と校長の隠蔽体質が強く指摘されている。本校ではそんないじめはなかったということが表面化し、教育委員会の隠蔽体質を改善するためにいじめ防止対策推進法ができたという背景があったはずであ

る。全国的にみると重大事態ではないと言いながら子供の自殺者が出ている。習志野市や千葉県では、まだそういった重大事態は聞いていないが、現場の教員と校長がしっかり子供たちの水面下の動きを見極めていくということが大事だと感じる。さらに力を入れて取り組んでもらえば、もしかしたら不登校ももう少し改善されるかもしれない。ぜひ教育公務員の皆さんに頑張ってもらいたい。

【松濱幸子委員】

補導委員として、命の大切さを伝えるため小学生への体験学習を行っている。講演の中で子どもの権利について、かなり詳しくお教えいただいた。これからも今現在の子供と関わることが多い補導委員として、役に立てるよう積極的に活動していきたい。

【五十嵐久仁委員】

報告の中でいじめ解消率がほぼ100%となっている。長欠児童生徒が多い中、いじめが原因の長欠児童生徒がほぼ全て解消しているという理解でよいのか後で教えていただきたい。また、安全配慮義務が講演の中に出てきたが、権力・権限について責任のある立場の方や団体は、今安全配慮義務への対応がより求められている。いじめ対応については校長の隠蔽ではなく、校長の危険予知能力、危険感受性が低く、対応が後手に回り大きな事件となったという見方も考えられる。管理監督者の方の危険予知能力、危険感受性を高めるため、いじめ防止対策プログラムを学校教育あるいは社会教育の立場から検討してほしい。

【渡邊恵美委員】

いじめに関しては学期ごとにアンケート実施していただき、子供たちがいじめに関することを書くとともに先生が対応し、当事者同士の話を聞いて問題を解決してくれている。その後も時間が経った後にもフォローしてくれているという話を聞くので、現場の先生方はすごく意識が高く子供たちを見守ってくださっているなど感じる。悪質な事案、学校で対応するのが難しい事案の場合は、早い段階で組織として対応したり、警察に相談したりするなどして早期解決することが大切である。このことが子供の心を守り、先生方の心理的な負担軽減につながるのではないかと感じた。

【中臺啓子委員】

母子との関わりや訪問の中では、いじめに直接関わる部分はないが、子供の養護という観点からは、赤ちゃんの頃から伝えられる部分もあると感じた。会議や保護者の方との話し合いで話題にしていく。

【加川美奈子委員】

子供会としては、子供たちの遊びの世界を大事にしていきたいと感じている。遊びの中で相

手を認め合う場面も見られ、子供たちから学ぶことも多く、それを大事にしていきたいと思う。今後も様々な皆さんからの御指導を仰ぎながら、頑張っていきたい。

【浅田和子委員】

人権擁護委員の仕事の1つとして人権教室に力を入れている。小さい子にはロールプレイ、学年が上がるとグループ討議をして、嫌なことを嫌と言える、理不尽なことに対しては声を上げる権利があるということに気付けるような授業を行っている。

【田口富一委員】

生徒指導提要の改訂に伴い、積極的な生徒指導として予見、予知ということが非常に注目されている。いじめは学校の中でなくなることはないと考えている。だからこそ、いじめが起こった際の初動が非常に大切である。いじめを認知した際、できるだけ早くオープンにして、的確なマニュアルに沿って対応していくが、想定外の出来事が起きる場合もあるため、丁寧に対応すること、加害者も被害者も本校の生徒であるということ、そして勇気を持って特別指導等を行い、チームの輪を大切にしていって解決に向けて日々実践していく。

【宮崎晶子委員】

講演の中で、教師が子供を教室に戻そうとして国家賠償請求という部分で驚いた。日頃から子供や保護者との信頼関係を築き、子どもの権利を守っていく指導を心がけていきたい。

【小熊会長】

山田弁護士に委員からの質問を踏まえて、回答や御意見等があればお願いします。

【山田弁護士】

いじめの認知件数がなぜ減らないかということに関しては、いじめの認知件数自体が増えたり減ったりしつつも一定数あるということは健全だと捉えている。被害を受けた、もしくは心身の苦痛を感じたという人が被害申告できない方が問題だと思うので、認知した後の指導の方が大事である。いじめ問題の対応については、基本的にまず学校への相談や調査の交渉から始まると考える。その中でどうしてもなくなった場合に訴訟という形になる。訴訟として扱われるものは基本的に金銭請求となる。本来はその前にきちんと調査をしてほしかった、指導をしてほしかったという方々が最終的に裁判ではそういうことを言えないので、金銭請求をせざるを得ないという状況になっている。解決の方法としては、学校だけでなく警察機関への通報や連携ということが大事なことになってくると捉えている。

【宮本副会長】

習志野市では、差別のない都市宣言を策定する中で、「差別を許さない」という言葉が逆の意

味で捉えられかねないことから「差別のない」という言葉に変えたという経緯がある。本当にきめ細かく気を遣わなければいけない世の中であると認識している。そうした多種多様なことをそれぞれ認め合う世の中で大切なのは、相互理解であると感じる。本日の協議会では、それぞれの立場の方々が委員として参加しているため、今後の協議会では休憩時間をしっかりと、ロビー交流をしていただくことも一助となると考えている。

【小熊会長】

事務局においては、いただいた貴重な御意見、御提言を真摯に受け止め、子どもの権利をしっかりと守る教育行政、教育を進めていく。

第6 その他

【小熊会長】

その他について事務局から説明を求める。

【利根川指導課長】

本日いただいた御意見を今後の教育行政に反映できるよう努めていく。なお、本協議会の内容を各団体に周知していただき、活動報告などに掲載するようお願いする。

閉会

【小熊会長】

本日の日程は以上となる。

令和6年度習志野市いじめ問題対策連絡協議会を閉会する。

議事録署名人

利根川 尚子

議事録署名人

藤山 聡